

小松市情報共有システム機能仕様書

(目的)

第1条 小松市では、情報共有システム（以下、「システム」という。）運用にあたり、システムに悪い影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を計る必要がある。

このため、小松市情報共有システム機能仕様書（以下、「本仕様書」という。）では、システムに必要な機能や条件を定め、適正なシステムの運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、小松市が採用するシステムに適用する。

(システム運用条件)

第3条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の全ての条件を満たしたASP（Application Service Provider）方式で提供されるものとする。

- (1) 利用するシステムにおいて推奨されるOS（Windows など）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- (2) システムの入出力などは、全て日本語で利用できること。
- (3) 小松市が公開する工事様式のうち、電子納品対象の様式は、Web ブラウザを使用しインターネットを経由し入出力できること。
- (4) 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- (5) システム操作時の反応速度が、適切であること。
- (6) 機能を追加することに要する費用は、システム提供者（ベンダー）が負担すること。
- (7) システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システム提供者が補償すること。ただし、天災地変、騒乱及び未確認のサイバー攻撃等の不可抗力を除く。
- (8) システムを使用する際に発生する使用料は、受注者が負担すること。
- (9) システムの円滑な運用のため、システム提供者が教育・訓練等のサポートを実施すること。
また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- (10) 他の公共団体において1年以上の使用実績を有するものであること。

(システムの機能)

第4条 システムは、次の全ての機能を満たすものとする。

■ユーザ機能		
基本データ登録機能		
	工事情報登録機能	工事完成図書の電子納品要領（以下「要領」という。）で指定されている「工事情報（工事件名等）」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。
利用者情報登録機能		
	受発注者情報登録機能	発注機関情報、受注企業情報を登録できること。また、登録された情報の参照、変更、削除ができること。（発注機関情報の登録は、システム提供者による登録も可）
	利用者情報登録機能	該当工事案件についてシステムを使用する利用者の ID、氏名、職位、役職、企業名称、所属、連絡先、メールアドレス等を登録できること。また、登録された情報の参照、変更、削除ができること。
工事関係書類作成支援機能		
	工事関係書類作成機能	受発注者が提出・提示する工事打合せ簿、工事履行報告書、段階確認願、立会確認願、材料検査願、及び電子納品対象になっている書類（鑑）に記載される情報を登録、参照、削除できること。ただし、削除の場合は削除履歴とともに登録した情報を保持すること。また、上記以外の帳票を添付ファイルとして登録（添付）、削除できること。
	標準帳票ダウンロード機能	独自様式の工事請負関係図書をオリジナルファイル形式でダウンロードできること。（標準帳票は小松市ホームページからダウンロードできるため、リンクを設定することでも可）
	工事関係書類決裁機能	受発注者が提出・提示する書類に対して、あらかじめ設定した決裁者が決裁処理できること。また、決裁者が書類を起案者及び他の決裁者へ差し戻し及び削除ができること。
	コメント追加機能	作成された書類に対して、決裁者が所見や意見等のコメントを登録できること。また、登録されたコメントを確認できること。
	決裁経路設定機能	起案者及び決裁者が、書類の決裁処理で運用する決裁経路を設定できること。また、書類の回付中に決裁経路を変更できること。
	決裁状況管理機能	回付中及び決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。また、利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。
	書類引用機能	過去に作成した書類（鑑）を引用し、新たに書類が作成できること。

工事関係書類管理機能		
	工事関係書類表示機能	システムに登録された書類を、画面上に表示及び出力（印刷又はファイル出力）できること。また、添付ファイルとして登録されたデータがシステムからダウンロードできること。
	PDF 変換機能	システムに登録された書類を PDF 形式のファイルに変換し出力できること。ただし、添付ファイルとして登録されたデータは除く。
電子納品支援機能		
	電子納品データ（帳票）作成支援機能	システムに登録した書類や添付ファイルから、要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。 システムのチェック機能により、禁則文字などの使用等、要領に則っていない場合には警告すること。
	電子納品データ（図面）作成支援機能	クライアントパソコンで図面管理情報の整理及び電子納品データの作成ができる機能が無償で提供すること。 図面管理情報チェック機能により、禁則文字などの使用等、要領に則っていない場合には警告すること。
	電子納品データ（工事写真）作成支援機能	クライアントパソコンで写真管理情報の整理及び電子納品データの作成ができる機能が無償で提供すること。 チェック機能により、禁則文字などの使用等、要領に則っていない場合には警告すること。
	電子納品データ作成支援機能	情報共有システムからダウンロードした電子納品データ（帳票）とクライアントパソコンで作成した電子納品データ（図面）及び電子納品データ（工事写真）をクライアントパソコンで統合して、石川県電子納品ガイドライン及び小松市電子納品の手引きに準拠した納品データを作成する機能が無償で提供すること。 ※受注者がすでに利用している工事写真ツール等のアプリケーションも利用できるよう、それらで作成したデータも統合できるような仕様とすること。
納品データ保持機能		
	登録データロック機能	電子納品データ作成後に、システムに登録した情報の改変防止のため書類や添付ファイルの登録、変更、削除ができないようロックができること。
電子ファイル共有機能		
	ファイル共有機能	受発注者が提出・提示する工事関係書類とは別に、工事に関係する様々なファイルを登録できること。また、登録したファイルは工事関係者間で共有でき、所見や意見等のコメントが追加できること。

■システム管理機能		
パスワード管理機能		
	パスワード 変更機能	利用者による自身のパスワードが変更できること。
	パスワード 有効管理機能	パスワードに有効期限を設定できること。また、有効期限間近に利用者へパスワード変更の依頼通知を行うこと。
アクセス履歴管理機能		
	ログ情報記録 機能	利用者によるシステムのアクセス履歴をログに記録すること。
	ログ情報参照 機能	システム提供者が、利用者や利用日時などを指定して該当するログ情報を画面上に表示又はファイルに出力できること。
	不正アクセス 通知機能	不正アクセスを検知した場合に、システム提供者に通知できること。
■システムの制限等		
利用者数の制限		
	該当工事案件について決裁者を除きシステムを使用する利用者数に制限を設けないこと。また、利用者数を増やす際に追加の費用が不要であること。	
登録データ総量の制限		
	登録できるデータ総量に制限を設けないこと。また、登録できるデータ総量を増加させる際に追加の費用が不要であること。	

附 則

本仕様書は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本仕様書は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。